

令和3年度第2回八戸市魚市場運営審議会

- 1 日 時 令和4年2月14日（月）16時30分～18時10分
- 2 場 所 八戸グランドホテル 2階 ローズコート
- 3 出席者 (委員)
- | | | | |
|-------|-------|-------|-------|
| 田中 哲 | 山内 隆 | 澤藤 孝之 | 阿部 寿一 |
| 松森 成子 | 飯山 眞也 | 尾崎 幸弘 | 福島 哲男 |
| 川村 嘉朗 | 野田 一夫 | 武輪 俊彦 | 中道 栄治 |
| 風張 信一 | 藤村 幸子 | 鎌田 尚 | |
- (事務局)
- | | | |
|------------|----------|----------|
| 熊谷八戸市長 | 上村農林水産部長 | 茨島水産事務所長 |
| 高館水産事務所副所長 | 竹原主幹 | 白川主幹 |
| 工藤主幹 | 鬼柳主事 | 中里主事 |

4 議事内容

- 司 会 定刻となりましたので、ただいまより令和3年度第2回八戸市魚市場運営審議会を開催いたします。
始めに委嘱状の交付を行います。
お名前をお呼びしますので、その場で御起立いただくようお願いいたします。
- (全委員へ委嘱状交付)
- 司 会 これをもちまして、委嘱状の交付を終わります。
それでは、開設者であります熊谷市長から御挨拶を申し上げます。
- (市長挨拶)
- 司 会 ありがとうございました。
それでは、お手元の次第に基づき進めさせていただきます。
3. 正・副会長の選出に入らせていただきます。
審議会規則の規定により、会長が選出されるまでの間、議長は市長が務めることとなっておりますので、市長には議長席に移動いただき、議事進行をお願いいたします。
- 市 長 それでは、暫時、議事進行を務めさせていただきます。
これより、会長及び副会長の選出を行います。

会長及び副会長は、審議会規則の規定により、委員の互選によって定めるとございますが、どなたかございませんか。

●委員 はい。推薦の発言でございます。会長に田中委員、副会長に尾崎委員を推薦いたします。

●市長 只今、●●委員から、会長に田中委員、副会長に尾崎委員をとこの推薦の発言がございましたが、その他御意見等ございませんか。

●市長 それでは、このことについて、そのように決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

御異議ないようですので、会長には田中 哲委員、副会長には尾崎 幸弘委員をお願いすることに決定しました。

田中会長、尾崎副会長には、大変御面倒をおかけすることと思いますが、よろしくお願ひいたします。

以上で、私の任務が終了いたしました。

御協力ありがとうございました。

●司 会 ありがとうございます。

早速ですが、田中会長には、会長の席にお移りいただきまして、御挨拶をいただきたいと思ひます。

(会長挨拶)

●司 会 ありがとうございます。

会議に入ります前に、出席委員について御報告いたします。

委員総数 15 名のうち、本日の出席委員は 15 名でありますので、八戸市魚市場運営審議会規則第 4 条第 2 項規定により、本日の会議は成立しておりますことを御報告いたします。

それでは、本日の諮問事項について、市長から朗読のうえ、会長へお渡しいたします。

(会長へ諮問)

●司 会 それでは、これより審議に入ります。

会議の議長は、審議会規則により、会長が務めると定めておりますので、田中会長よろしくお願ひいたします。

●会 長 それでは次第に従いまして、これから審議に入りますが、審議に入る前に「審議会の会議及び会議録の公開」を皆様にお諮りしたいと思います。
事務局より説明をお願いします。

●事 務 局 当審議会の会議及び会議録の公開について、御説明申し上げます。
資料の3ページ「附属機関の会議の公開等に関する取扱い」を御覧願います。
資料の中の、第2「会議の公開基準」に規定されておりますが、附属機関等の会議につきましても、原則として公開することとなっており、公開・非公開の決定は、第3「会議の公開又は非公開の決定」において、附属機関等の長が会議に諮って行うこととされております。

また、資料の4ページ第6「会議録の作成及び公開」において、公開・非公開に関わらず、会議録を速やかに作成し、会議において公開しないこととした情報を除き、公開することとなっております。

当審議会で審議いただく案件につきましては、会議の公開によって議事運営に著しく支障が生じることはないと思われることから、事務局としましては、原則として会議は公開とし、会議における発言は会議録として記録し、会議録も公開する、傍聴者は会議で発言することはできない、その他詳細については、資料の内容の取扱いのとおりとする、ということで運営していただきたいと考えております。

なお、公開する会議録についてですが、会議録は会議終了後速やかに作成、公開する必要があることから、事務局で作成後、会長から承認をいただき、公開させていただきたいと考えております。

また、公開する委員名簿については、個人情報保護の観点から、委員の氏名のみの記載とし、その他の所属や役職等の情報については記載せず、会議における発言内容については、誰の発言か特定できないように氏名は表記せず、発言者については会長、委員、事務局等と表記させていただきたいと考えております。

以上につきまして、御審議いただきますようお願いいたします。

●会 長 ただいま、事務局から説明がありましたが、事務局の案を採用させていただき、当審議会の会議は原則公開とし、会議録については、事務局で作成後、会長の私が、私が欠席となった審議会においては、尾崎副会長に御確認いただき、公開するというところで考えておりましたが、いかがでしょうか。

(委員の了承)

●会 長 ありがとうございます。
それでは、このとおりで進めさせていただきますので、よろしく願いいたします。
それでは、審議に入りたいと思います。
諮問事項であります、「地方卸売市場八戸市魚市場の経営戦略(案)の策定について」

を事務局より説明願います。

●事務局

それでは地方卸売市場八戸市魚市場の経営戦略の策定について説明申し上げます。まず、経営戦略とは何か、について簡単に御説明いたします。

当市の魚市場につきましては、地方財政法第5条第1号に規定される公営企業の市場事業として、八戸市の特別会計により運営されているものであります。

この公営企業につきましては、将来にわたり安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」を策定するよう国から要請されているものであります。

当魚市場につきましては、安全・安心な水産物の安定供給と当市の基幹産業である水産業の持続的発展に重要な役割を果たしており、将来にわたり安定的に事業を継続していくため、現在の経営状況の見える化を図り、対策を講じていくために、本経営戦略を策定するものであります。

それでは、当魚市場の経営戦略について御説明いたします。タイトル地方卸売市場八戸市魚市場事業経営戦略と記載のある資料の5ページを御覧ください。

本経営戦略の計画期間は令和4年度から令和13年度までの10年間です。

次に(1)の事業概要ですが、当魚市場は、特定第3種漁港に指定されたことを契機に基盤整備が進められ、現在の姿になっております。令和2年の水揚量は、数量が6万1千トン、金額で133億円であり、数量・金額ともに全国第10位と全国有数の水揚量となっております。水揚げされた魚介類の取引を公正かつ合理的に行い、新鮮なものを安定的に食卓に届ける役割を担っており、県内外への水産物流通及び地域経済の発展に大きく貢献しているものであります。

続きまして、(2)の事業形態ですが、法適・非適の区分については、市場事業は地方公営企業法の規定が適用されない事業でありますので、法非適と区分されます。

事業開始年月日は、国の卸売市場法、青森県の地方卸売市場条例の施行を受け、地方卸売市場八戸市魚市場条例が施行となった昭和48年1月1日としております。

職員数については、令和2年度末時点で特別会計に9名を計上しております。前回の移転または再整備年度として、小中野地区の第二魚市場の完成をもって荷捌き所等の整備が完了したことから令和2年度としております。

広域化実施状況については、近隣の卸売市場との統合等を指しますが、こちらは該当なし、民間活用の状況につきましても、運営そのものの民間委託や指定管理者制度等導入しておりませんのでこちらも該当なしとなります。

続きまして6ページを御覧ください。

(3)の使用料形態ですが、売上高割使用料については、条例に基づき、鮮魚介類については水揚金額の千分の3.5相当額、塩干冷凍魚介類その他については、千分の2.5相当額を卸売業者より徴収しております。

施設使用料につきましては、貸事務所等の使用料になりますが、こちらも条例に基づき、使用者から施設ごとの単価により算出した使用料を徴収しております。

使用料改定年月日といたしまして、先ほど売上高割使用料のところ市場使用料の率を御説明いたしました。が、条例上の本来の率は、鮮魚介類は千分の4、塩干冷凍魚

介類その他は千分の3であります。この率につきまして、水揚げの減少、特に平成4年末で禁止となった公海流し網漁業の水揚げの減少が影響したことにより、平成7年にそれぞれ0.5ずつ引き下げ、現在に至っております。

続きまして(4)の現在の経営状況ですが、平成30年度から令和2年度までの3か年の数量と金額を記載してございます。気候変動による海洋環境の変化や日本周年海域での外国漁船の操業等による水産資源の悪化により年々減少しております。年度単位の記載のため令和2年度まで記載してございますが、令和3年度は更に厳しい状況となる見込みです。

下に参りまして、経常収支比率から企業債残高対料金収入比率を記載してございます。それぞれの詳細の説明は下に記載してございますが、経常収支比率については、100%を超えて比率が高いほど経営状況は良好、経費回収率は100%に近いほど経営状況が良好、他会計補助金率については数値が低いほど経営状況が良いことを表すものであります。これらの数値から、当市の魚市場事業は他会計からの繰り入れに依存した経営状況にあることを表しております。

企業債残高対料金収入比率につきましては、企業債とは簡単に言うと地方債・借金であります。使用料収入に対する企業債の割合であります。荷捌き所の整備に係る企業債の償還は一般会計から行っておりますが、東日本大震災後の復旧事業や老朽化施設の解体事業に係る企業債は特別会計から償還しており、高い比率となっているものであります。なお、現在借り入れ分の償還は令和19年度末で終了する予定となっております。

続きまして7ページ目を御覧ください。

こちらは、将来の事業環境となります。まず(1)の取扱高の見通しですが、こちらは令和13年度までの水揚数量と金額の見込みとなります。自然相手となりますので予測しがたいものであります。令和3年度以降の水揚数量については、青い棒グラフで表示しており、平成28年度から令和2年度までの過去5年間の最大最小値を除いた平均値としております。

水揚金額については赤い折れ線グラフで表示しておりますが、数量と同様に過去5年間の平均としており、高度衛生管理に対応した荷捌き所の整備の完了に伴い、今後より安全・安心な水産物の供給が可能となることから、少しずつではありますが上昇し、令和13年度には10%程度の向上を見込んでおります。

なお、先ほど令和3年度の水揚げ高は更に厳しい状況になるとの御説明をいたしましたが、本経営戦略は策定して終了ではなく、毎年度実績と比較しながら、概ね5年ごとに見直しと改定を行う予定でありますので、実績と乖離する部分についてはその際に反映させるものでありますので御了承願います。

続きまして(2)の使用料収入の見通しですが、使用料収入については青い折れ線グラフで表示しております。水揚金額がベースになるものでございますので、こちらも少しずつ上昇していく見通しとしております。貸事務所等の使用料については赤い折れ線グラフで表示しており、こちらは令和2年度の収入額と同額程度で推移することを見込んでおります。

続きまして(3)の施設の見通しですが、当魚市場の荷捌き所等につきましては、令

和2年度末に小中野地区の第二魚市場までの整備が完了しております。今後は、地方卸売市場八戸市魚市場個別施設計画に基づき、適正な維持管理や修繕により、施設の保全と長寿命化を図って参ります。

続きまして(4)の組織の見直しですが、こちらについては引き続き事務事業の見直しや職員の適正配置に努めるとともに、市場管理業務のノウハウの継承が行えるよう業務の見える化や情報共有を図って参ります。

続きまして、8ページ目を御覧ください。

3の経営の基本方針であります。こちらは平成25年3月に策定した水産業復興ビジョンに掲げている3つの理念のもと、今後更なる経営基盤の強化を図って参ります。

続きまして4の投資・財政計画、収支計画についてですが、収支計画は別紙横書きの表となりますが、まずは収支計画策定にあたっての考え方を御説明したうえで、表の御説明に移らせていただきます。

まずは、①の収支計画のうち投資についてですが、目標といたしましては、個別施設計画に基づいた適正な維持管理や修繕等を行っていくものです。計画期間内に大型事業を実施する予定はございませんが、個別施設計画に基づき適正な維持管理や修繕を行うことで投資の抑制と施設の保全、長寿命化を図って参ります。

続きまして、②の財源についての説明ですが、目標といたしましては、水産物の付加価値向上に取り組み水揚金額の増加による市場使用料の増加を目指し、これにより計画期間内に経費回収率30%代まで向上、一般会計からの繰り入れを令和2年度から約30%縮減させることを目指しております。

なお、繰入金金の減少、すなわち収入の増加を図る方法として、市場使用料の率を従来の率に戻す、或いは上げるといった選択肢も考えられますが、率を改定した平成7年から水揚数量・金額ともにさらに落ち込んでおり、使用者である卸売業者の負担や漁業者への影響等を考慮し、まずは付加価値向上による収入の増加を図ることとし、現時点での計画としては現行の料金体制を継続することとしております。

続きまして、③の投資以外の経費についてですが、委託料や管理運営費等、経常的な経費は現状維持を基本とした計画としており、人件費については退職者の補充を再任用や会計年度任用職員とすることで経費の節減を図ることとしております。

それでは、別紙の収支計画について御説明させていただきますので、横の表を御覧願います。ポイントのみ掻い摘んで御説明いたします。

10ページを御覧ください。上段の収益的収支とは、公営企業・魚市場事業の運営に要したすべての費用、下段の資本的収支とは、将来の経営活動に備えて行う建設改良や建設改良に係る企業債・借金の償還に係る費用を指します。

先ほど収支計画の考え方について御説明いたしましたが、そちらとリンクする箇所について御説明いたします。まず、投資の目標として個別施設計画に基づき適正な維持管理と修繕を行い投資の抑制と施設の保全、長寿命化に努める、ここについては、上から13行目の収益的支出、イのその他のところに含まれるものでございます。

次に財源の目標、水産物の付加価値向上に取り組み水揚金額の増加による市場使用料の増加を目指す、ここに対応する部分は、上から3行目の料金収入のところとなり令和13年度まで徐々に上昇を見込んでいるものであります。

次に、投資以外の経費の目標として、退職者の補充を再任用や会計年度任用職員とすることで経費の節減を図る、ここについては、上から11行目のアの職員給与費のところであり、令和13年度までの計画期間において人件費の抑制を図るものであります。

これらの取組によって、収入のうち、上から7行目のアの他会計繰入金、一般会計からの繰入金の削減を図る、本経営戦略及び収支計画を簡単に言うと、今御説明した内容となるものでございます。

11ページを御覧願います。下段に参りまして、他会計繰入金の内訳となります。収益的収支分並びに資本的収支分に、それぞれ基準内繰入金とありますが、収益的収支分については、現場取引、卸売人の業務及び経理等に対する指導監督、その他流通改善対策等に要する経費として、営業費用の30%が繰出基準とされております。これに収まるものを基準内繰入金とし、これを上回る分が基準外繰入となるものでございます。

資本的収支分につきましては、企業債・地方債の元利償還金の2分の1が基準内繰入金となっております。

それでは、縦書きの経営戦略の資料に戻りまして、9ページを御覧願います。

(3)の投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要となりますが、まずは、①の今後の投資についての考え方・検討状況ですが、民間活用については、指定管理者制度の導入や業務委託の拡大について、今後実現性や効果について検討を行う、また、投資の平準化といたしまして、個別施設計画に基づき計画的な修繕等に取り組むことで投資の平準化を図ることとしております。

続きまして、②の今後の財源についての考え方・検討状況ですが、使用料については、水産物の付加価値向上を図り使用料収入の増加を目指す、市場使用料の改定については、卸売業者ひいては漁業者の経営に直接影響を及ぼすものであることから実施の可否については慎重に検討する必要があると考えております。

企業債については、計画期間中に新たな借入れは予定しておりません。また、繰入金については、当面は現行の料金体系を維持しつつ、市場使用料の増加や経費の節減を図りながら抑制に努めて参りたいと考えております。

続きまして、③の投資以外の経費についての考え方・検討状況ですが、委託料及び管理運営経費については、内容の精査等による削減の可能性について継続して検証して参ります。職員給与費につきましても、実施事業に応じた職員配置と事務効率の向上を図り、適正な職員給与費となるよう努めるものであります。

続きまして、5の公営企業として実施する必要性ですが、国では、公営企業の経営にあたり、まず現在公営企業が行っている事業そのものの意義、提供しているサービス自体の必要性について検証することが必要であり、その結果、事業に意義、必要性がないと判断された場合には速やかに廃止等を行うべきであり、事業の継続、サービス提供自体は必要と判断された場合であっても、採算性の判断を行い、完全民営化、民間企業への事業譲渡等について検討する必要がある、と要請されているところです。

こういった背景がございますので、八戸漁港の特性並びに当魚市場が果たす役割、引き続き公営企業の形態で実施する必要性を記載しております。

最後になりますが、6の経営戦略の事後検証、改定等に関する事項ですが、前段で

も御説明申し上げましたが、本経営戦略は策定して終わりではなく、毎年度実績値との比較を行い、社会情勢の変化や魚市場を取り巻く環境の変化を踏まえ、概ね5年ごとに計画の見直しと改定を行うこととしております。

以上で、地方卸売市場八戸市魚市場の経営戦略の策定についての説明を終わらせていただきます。なお、本日委員の皆様からの答申を踏まえまして、16日水曜日の市議会経済協議会において御報告いたしますことを申し添えます。早口での御説明となり、聞き取りづらい部分もあったかと思われませんが御了承願います。

●会 長 ただいまの説明につきまして、御意見、御質問等ございませんか。

●委 員 水揚げが少ない。これが一番市場運営に大きな支障をきたすわけですが、数年前から秋のシーズンに入るとサバが獲れてたのがどんどん減ってきた。そして代わってイワシが徐々に増えてきた。これが実態です。このイワシのことに触れたいのですが、今から何十年か前、イワシを漁獲するのに千葉県から青森県までの県に所属している巻網船の中にあつて操業条件が付された船とそうでない船と二つに分かれています。どういうことかと申しますと、80トン以上の船は周年では獲れない。80トン以下の網船が周年で獲れる。それ以上の船は3月5日から9月の15日までイワシを取ったら駄目です。こういう取り決めが付されていて、それに沿ってきました。ところが資源というのはいつどのように変わるかわかりません。イワシが大量に獲れるようになってきました。しかし先ほど申し上げた取り決めがあり、獲りたい時に獲れない時期がどうしても出てくる。不思議なものでそういう時に限ってイワシがたくさん出てくる。千葉県では獲った魚が溢れて、要らないからもう獲らないでくれというような意見が地元の加工水産業者から今現在たくさん出ています。そういう時に獲ってもいいような条件を付されるような仕組みを皆さんの力添えをいただきながら、前に進めていきたいと思っております。千葉県の方で販売できない。シケもある。八戸に17時間かけて来たのですが、それでも他港へ持って行った方が有利だ。という船主の考え方であった。これから今2月ですけど、3月5日というともうあと残りわずか。だけど、今すぐ改革するというのはなかなか難しい。役所も入ってくる話です。しかももう一つ付け加えますと80トン以上の船はイワシを獲ってはならないですよという期間を決めたのにもかかわらず、平成17年の時から国の指導でがんばるもうかる漁業というのが考案されて今全ての網船が200トンから300トンそういう風な大型の船になっています。それにもかかわらず、昔決めたルールは守ってください。という風なことで当市の船は300トンなんですけれど、イワシの船は何をやっているかと言いますと、カツオマグロという魚がありますけれども、これを獲っています。ところがその巻網船の数全体にも減ってきてましてそういう風な船もどんどん減ってきてましてこれからもどうなるかわかりませんが、資源の問題もありますけれどもイワシというものは周年誰でも獲れるんだという風な制度の見直しをこの際八戸の魚市場も後ろ盾になって応援していただければと。以上です。

●委員 私は経営戦略の内容というよりも諮問自体についての疑問なんですけど約 30 分程前に委嘱状をいただきまして約 30 分間御説明をいただきました。10 年単位でその年その年の実績をみながら見直しおおむね 5 年ごとでその都度計画を見直すという事です。そして間もなく審議会にあたるという内容を 30 分だけの説明だけで判断するという事はいささか私として難しい話だと思います。水揚げ高も大きく減ってきている令和 3 年から大きく下回って、本当にいろいろな事を考えなくていけない。今までの前提としていたものも見直さなきゃいけないという事もあると思いますので、その辺をふまえながら取り組みを見直す時間があるってしかるべきだと。この場でそれを決めるのは時間的に無理があるのではないかと思いますので発言させていただきました。

●会長 はい、ありがとうございます。

●委員 御説明していただいた状況、細かい部分はこれから読むとして一番最初の数字の設定、Aプランと言う事で考えたいと思うのですが先程●●委員がおっしゃったように今まで漁獲量がものすごく減っています。これから 10 年間を決める時に数字が一つしかない。エクセルに入力すれば自動計算もできると思うけれど今よりも 70%下がった物とか 30%下がった物とかAプランBプランCプランDプランという数字の出し方を皆さんに提供しないと判断のルールと言いますか今出てきた大きい資料の黄色い部分を導き出す数字の根拠となる 7 ページ目の一番上の物なのですが、多分ここにいらっしゃる委員の方々ほとんどが厳しくて無理があるのではないかと考えているのではないかと。私は難しいのではないかなと思っております。30 年間で 20 分の 1 になった八戸港の水揚げがどんどん下がっていく。人口も減っていく。その中でよそから船を呼び込んで水揚げが増えると思う根拠というのがちょっと整合性が厳しいのではないかと考えているので 16 日に協議会にお出しになるという事であれば、こういう数字も想定でありますよとくらの話をしないとなかなか水産の方は何をやっているのだという風に言われるのではないのかと、大きい市場を建てて大丈夫なのかというのは他の業界の方々の意見です。そうならないようにして欲しいなと思っております。

●会長 はい、ありがとうございます。その他ございませんでしょうか。3 人の委員の方々の御意見につきまして事務局の方から何かございますか。

●事務局 水揚げの予想の数量ですけれども数量上がっている原因が過去 5 年間のうち最高と最低を除いたデータの部分を平均しております。

資料の中身の説明は短いスパンで皆様には申し訳ないと考えております。水揚げ数量と毎年の実績は機会を見て見直し修正は入れていく予定ですので情報発信はさせていただきたいと思っておりますのでこの場で御判断いただければと考えておりますのでよろしくをお願いします。

●会長 その他ございませんでしょうか。

●委員 5ページの民間活用の状況の中のアイウの所ウPPP・PFIはどのような意味ですか？

●事務局 まずは5ページの指定管理者制度ですね。ここは魚市場の運営そのものに指定管理者制度を導入するコースの内容になります。あとはPPP・PFIについては民間の資金等を活用する施設整備の所でこういったPPP・PFIという物が出てくるのですが、こちらについても民間の資金等を活用して整備した実績がございませんので該当なしとさせていただきます。

●委員 はい、わかりました。もう一つですね先程●●委員の方からありましたけど今、水産情勢というのは、ほとんどの漁場の魚、TAC 制度ではっきり決められているので獲りたくても獲れない状況が続いています。水揚げ金額は頭打ちで、魚を獲りたくても獲れない現状が我々組合の方でもあります。以上です。

●会長 はい、ありがとうございます。その他は

●委員 8ページの資料の3番目経営の基本方針の理念とありますが理念とは何ぞやという話ですが目標になるのか到達すべき事なのかということですけど、3つ安全安心な水産物供給、これは何をすれば安全安心な水産物供給になるかというのは、ここ2・3年の中で大きく変わってきています。審議会の方に諮問するにあたって八戸市としては何をどれだけできれば安全安心な水産物供給にあたるのかというのがよく分からない。

2番目取扱能力の増強、今●●委員からあったようにこれからは頭打ちこれだけの数量で何とか儲けてください漁業者のみなさんという流れになってきている中、取扱能力を増強すると言われても実際数量をこなすということだけでなく実際には一昨年に法律が通っている水産物流通適正化法これからは名前を入れると地方の卸売市場の方で水揚げされた水産物についてQRコードを全部つけなきゃいけないという事が2年の間はある一定の魚種のみですけども、それ以降いわゆるこれからの10年間になっていく。何をすれば取扱能力の増強となるのか、それを市の方とこちらの方と何をすればいいのかと擦り合わせをしなければならない。

3番目災害対策の強化とありますけど何の災害を対策の強化をしようか。津波に関してはあったとは思うのですがそれ以外、何の災害対策強化と考えておられるのか。最初の安全・安心な水産物の供給に関してですけれども、この所ニュースに出ている焼津とか熊本のアサリ等を含めてこれから地方卸売市場に要求されることが増えます。大変大きくなってきているのですがどこまでやるかが求められているのかをきちんと言っていた方がいいのかなど理念の見直しが必要なのか、もしくは理念の中身をどこまでやったらOKなのかという細かい所を決める必要があるのではないかと私は思っています。

●会長 はい、ありがとうございます。

●委員 今の理念の部分、安全・安心な水産物の供給、取扱能力の増強について、その時の話の流れを申し上げますと高度衛生化の市場作りに取り組んでいるという事を受けての安全安心な水産物でございます。あと取扱能力の増強は同じ魚でも漁期いっぱいもありますけど、その他に被災地である三陸沖合で、さんま、かつおは受け入れできないだろうかと意味合いがありました。災害対策はその三つだけでした。

●会長 ありがとうございます。

●事務局 先程の経営の基本方針、理念のことで●●委員から当時の事も含め御説明していただきました。ありがとうございます。まさにその通りだと思っていまして、震災のあとに作ったものでございますので●●委員が言うようにどこまでやればできるか安全・安心な水産物の供給ができるか具体的な事について開設者と業界の方々を含めて考えていきたいと思っている所でございます。取扱能力の増強については先程のお話の通りだと思います。災害対策の強化については第二魚市場、当初の計画では小中野の市場を館鼻に整備する予定としていたところ、津波の被害が一番軽かったという事で小中野に設置することにしたものであります。また、ひとつの大きな方針で非常用の電源を3階に整備しておりますので最大クラスの津波ですと水没する可能性がありますけども一般的に言われるレベル1の津波では小中野は早期に復旧できると考えております。以上でございます。

●会長 はい、ありがとうございます。その他に御意見、ご質問はございませんか。

●委員 一市民として今日資料を見させていただいて委員の方、みなさんおっしゃること分かります。ところがあまりにも短か過ぎて説明の部分が足りないからこのような事が起きていると、いろいろな資料を見て思います。その中で9ページの②これもなるほどなと思うのですが市場使用料の増加、経費の節減と書いてありますけども八戸の水産業が大変な時にこういう文言を使っていいのかなと感じました。

●会長 ありがとうございます。その他に御意見、ご質問等ございますでしょうか。
先程経営戦略について承認するのはかなり難しいという御意見がありました。事務局としては本日は承を得たいとの考えですが、委員の方からさまざまな御意見等ございましたがいかがでしょうか。

●委員 数日前に配っていただいている資料ですので質問意見等があれば事前に事務局にお尋ねして説明に行けばよかったのかなと思います。数字からするとどうしても令和3年の実績と計画を見ると大変違和感があると思いますが、その実績をふまえ1年間ごとに達成に向かって考え方についての理解をもって進めていただければと思いますのでよろしく願いいたします。

- 会 長 はい、ありがとうございます。
例年実績に基づいて方向性の修正等を行い、目標の数字なりを年度ごとに改良していくとのことですので、大筋に合意しての答申としたいのですがいかがでしょうか。

(委員の了承)

それでは、委員の皆様から御了承をいただきましたので、そのように進めさせていただきます。なお、答申書の内容につきましては、会長一任ということで御了承を賜りたいと思います。
いかがでしょうか。

(委員の了承)

はい、ありがとうございます。
また、市長へ答申した後に、委員の皆様にはその写しに議事録を添えて、後日お送りさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、諮問事項の審議は、これで終了いたしまして一度、事務局にお返しいたします。

- 事 務 局 それでは、ただいまより10分間の休憩に入らせていただきます。休憩終了後、答申に移らせていただきますのでよろしくお願いいたします。

(10分休憩後)

- 事 務 局 ただいまから、田中会長より審議会に諮問しておりました、「地方卸売市場八戸市魚市場の経営戦略の策定」につきまして、答申していただきます。それでは田中会長よりよろしくお願いいたします。

(市長へ答申)

- 会 長 次に報告事項に入りたいと思います。
「令和3年水揚げ実績報告について」を事務局より説明願います。

- 事 務 局 それでは、令和3年八戸市魚市場水揚げ実績について御説明いたします。資料の12ページを御覧いただきたいと思います。

令和3年1月1日から12月31日までの八戸市魚市場における水揚げ実績でございますが、まず、開場日数は280日でございます。

水揚げ数量は、4万4,472トンで、対前年比73%、1万6,698トンの減となりました。

た。

水揚げ金額は、86億7,781万1千円で、対前年比65%、46億1,211万8千円の減となりました。

続きまして、主な漁業別の内訳ですが、表を御覧いただきたいと思います。

こちらは、漁業別に、数量、金額、平均単価について令和3年と令和2年を比較したものでございます。

まず、いかつり漁業の数量につきまして、船凍スルメイカは前年を上回りましたが、近海の生スルメイカ、船凍アカイカは、前年より減少したことから、いかつり漁業全体の数量は5,931トンで、対前年比65%、3,213トンの減となっております。

金額につきましては、漁獲量の減少に伴い、合計で34億1,303万6千円、対前年比76%、10億8,141万3千円の減となっております。

また、いかつり漁業の八戸市魚市場全体に占める割合である構成比は、数量で13%、金額で40%となっております。

次に、大中型旋網漁業につきまして、八戸近海での漁場の形成が短期間となり、サバの数量が前年を大きく下回ったことから、全体の数量は、2万7,043トンで、対前年比69%、1万2,322トンの減となり、金額は、合計で15億7,632万3千円、対前年比38%、26億1,539万7千円の減となっております。

また、大中型旋網漁業の八戸市魚市場全体に占める割合は、数量で61%、金額で18%となっております。

次に、機船底びき網漁業につきまして、主力のタラ、スケトウダラ等の数量が前年を上回りましたが、スルメイカの数量が前年を大きく下回り、全体の数量は、7,569トン、対前年比88%、1,077トンの減となっております。

金額につきましては、比較的単価の高いスルメイカの数量減少により、合計で25億8,410万4千円、対前年比83%、5億4,468万1千円の減となっております。

また、機船底びき網漁業の八戸市魚市場全体に占める割合は、数量で17%、金額で30%となっております。

次に、13ページを御覧願います。令和3年の全国主要市場の水揚げについて御説明いたします。こちらの表は、当市が調査を行った主要22市場のうち、水揚げ数量・金額の上位の漁港を示しております。

八戸漁港の順位であります。数量は前年から2つ順位を下げまして12位、金額は前年から5つ順位を下げまして15位となっております。

以上で報告を終わります。

●会 長 ただいまの説明につきまして御意見、御質問等ございませんか。

(「なし」の声)

●会 長 それでは次に、令和2年度市場別収支概況についてを事務局より説明願います。

●事 務 局 令和2年度市場別収支概況について御説明申し上げます。

資料の14ページをお開き願います。

この資料は、「1. 魚市場運営に係る収支」、これは市場使用料などの収入や、光熱水費等の支出など、魚市場運営に直接的に係る収支であり、「2. 魚市場運営その他収支」は、前年度からの繰越金等の収入や、人件費等の支出など、魚市場運営に間接的に係る収支となりますが、この直接的収支と間接的収支の2つに区分して作成しております。

それでは、「1. 魚市場運営に係る収支（直接的収支）」から順に御説明申し上げます。

歳入につきましては、水揚げ金額にかかる市場使用料、貸事務所等の使用料及び光熱水費等の業者実費負担分で、第一魚市場から第三魚市場の3市場合計で、

「6,703万6千円」となっております。

歳出につきましては、光熱水費、修繕料、施設維持に係る委託料等で、3市場合計で「1億6,093万7千円」となっており、収支はマイナスの

「9,390万1千円」となっております。

次に、「2. 魚市場運営その他収支（間接的収支）」についてでございますが、歳入につきましては、入場許可手数料、自動販売機設置に係る財産貸付収入、前年度からの繰越金等で、3市場合計で、「2,919万3千円」となっております。

歳出につきましては、人件費、事務に係る諸経費、施設整備等の償還に係る公債費等で、3市場合計で、「8,843万円」となっており、収支はマイナスの

「5,923万7千円」となっております。

15ページをお開きください。

最終的な合計といたしまして、歳入が「9,622万9千円」、歳出が「2億4,936万7千円」で、収支はマイナスの「1億5,313万8千円」となっております。そして、資料の下から2行目の、一般会計繰入金というところに記載しておりますが、「1億7,048万6千円」を、一般会計から魚市場特別会計に繰り入れをし、さきほどの収支との差額となる「1,734万8千円」を、次年度に繰り越ししているという状況となっております。

市といたしましては、水産物流通機能高度化対策事業による荷さばき所等の施設整備が令和2年度をもって完了したことから、品質・衛生管理の高度化等により、水揚げ金額の増加を期待するとともに、施設の効率的な運用に努めて参りたいと考えております。

以上で、令和2年度市場別収支概況の説明を終わらせていただきます。

●会 長 ただいまの説明について、御意見、御質問等ございませんか。

(「なし」の声)

- 会 長 以上で予定していた案件についての審議は終了となりますが、その他、委員の皆様から御意見等ございませんか。

- 会 長 それでは、これもちまして審議を終了させていただき、事務局にお返しいたします。

- 事 務 局 これもちまして、本日の八戸市魚市場運営審議会を閉会させていただきます。委員の皆様には御多忙中、御出席いただきまして、ありがとうございました。